

茶壺道中誌（四）

□ 茶壺道中行列の編成

前項で、史料にもとづき茶壺道中の規模について述べたが、その行列は実際にはどのように編成されていたのであるうか。当市に残された伝統行事の八朔祭大名行列は秋元氏伝來の祭事であるという説が一般的であるが一部に十万石の格式であるということから、秋元一万九千石が十万石の大名行列を編成することは不可解で、茶壺道中が大名行列に変化したものという説を唱える人もあり、書物としても鈴木美良氏がその著「郡内甲州街道物語」で唱えているので、茶壺道中の編成は重大な関心事である。

茶壺道中の規模についての史料は前記のようにいくつかあるが、これら史料には行列の順序立て、即ち編成について記したものはない。また文献類にも見当らない。しかし幸にして国立国会図書館は、^{*}1 旧帝国図書館の蔵書を引き継いでおり、帝国図書館が収集した「茶壺道中絵図」が收められており、基本的編成を知ることができる。

但し、谷村に茶壺道中が行なわれたのは茶壺道中の最盛期であり、この絵巻物が描かれたのはそれよりかなり下るので、道中規模は縮少されていることを念頭に置かなくてはならない。^{*}2

この絵巻物は、文恭院殿家齋の奥坊主をつとめた、奥絵師板谷桂舟の門人で、栗田口桂羽隆利の筆になる「宇治御茶壺の巻」と表題の

^{*}1 板谷桂舟一七二九—九七（享保一四—寛政九）江戸後期の画家、初め広慶の門下で、栗田口桂舟の門人である。近藤五郎兵衛と称す、芝赤羽に住し、府の御用絵師に任ぜられ八一（天明二）板谷家をたて赤坂に居住、板谷派として後に繼がれる。

^{*}2 栗田口桂羽隆利（一九一三—一九一）徳川後期の画家、名は直房、住吉広守の門下で、栗田口桂舟の門人である。近藤五郎兵衛と称す、芝赤羽に住し、浪人して絵を業として室町時代の著名な画家、栗田口隆光の氏をとつて姓とした。宝曆十一年八月八日表坊主を仰せつけられ、間もなく奥坊主となり、御絵番役となつた。寛政三年一月十六日歿六十九、芝光円寺に葬る。「宇治御茶壺之巻」は晩年の作である。

ある絵巻物である。

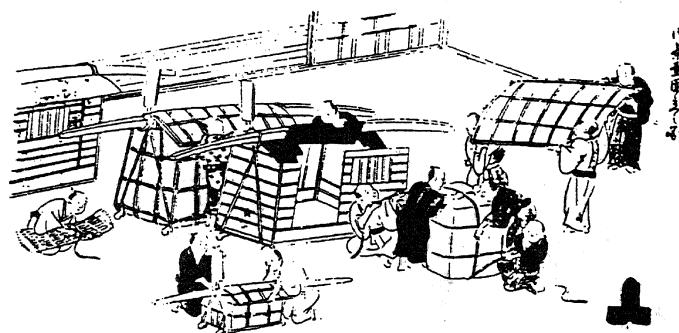
この絵巻物が描かれた年時は不詳であるが、將軍家齋在位中でありかつ、栗田口桂羽の在世中であるから天明七年（一七八七）から寛政三年（一七九一）の四年間のいずれかの年に行なわれた道中をモデルとしたものとみて差し支えないとと思う。

前述した規模からみると、描かれた人馬荷物数など意外に少ないが、享保の改革を経て後のことであるし、天保九年（一八三八）には茶の湯無用の禁令が出る程の節儉時代を迎える直前であることから推察すると、これが描かれたときは道中規模も極めて縮小されたものになっているわけで、当時の道中の実写であると推定されよう。内容的には道中の編成図だけではなく、道中図をメインとしながらも出立前の様子から書きはじめ、宇治での採茶使としての役目を果しているところや、江戸城に帰着した後どのように使用されているかをも内容とした絵巻物である。即ち

- ① 宇治へ搬送して行く茶壺を老中若年寄が改めている「宇治江登御茶壺御老若方御見分之図」
- ② お茶壺を搬送するため荷作りをしている「御茶壺固立之図」
- ③ 道中編成を描いた「御茶壺出立」
- ④ 茶壺藏の遠景を描いた「宇治御茶蔵」
- ⑤ 宇治へ到着、採茶師の前で茶師たちが袋へ茶を入れたり、はか

りにかけたり壺へ入れたりする様子を描いた「宇治上林ニ而御茶詰御茶道頭見分之図」

- ⑥ 茶壺が江戸に着いて富士見櫓へ運び込むところを描いた「御茶壺江戸着御宝藏江入組頭請取図」
- ⑦ 御用の水をかめから汲み出している「御上之御水汲上之図」
- ⑧ 茶用に適するように水を仕立てている「御上御水仕立之図」
- ⑨ 奥茶坊主という数寄屋組頭や表茶坊主などが茶や茶碗などを吟味している「御上御茶御茶碗等數寄屋組頭吟味之図」
- ⑩ 茶用の水を運ぶ様子を描いた「朝夕御上御湯水等引替奥江持參之図」
- ⑪ 元旦の行事として老中若年寄が大目付役の人たちに茶を振る舞う様子を描いた「正月元旦御老若方大目付江大福御茶被下之図」
- ⑫ 数寄屋組頭が将軍へ挨拶に来た公家衆にお茶を接待するところを描いた「参向之公家衆江大広間ニ而御能之席御茶被下組頭仕役」の十二景から構成された絵巻物である。



② 御茶壺固立の図



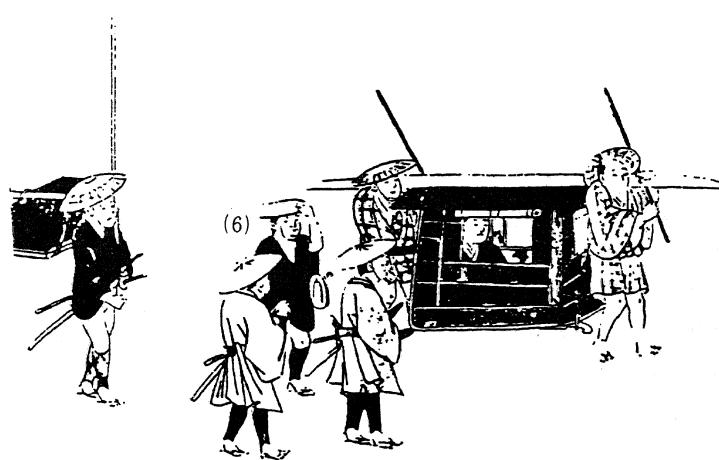
① 宇治江登御茶壺御老若方見分之図

さて三番目には描かれていた行列の図は、茶壺道中の実態を知るうえで重要なと思われる所以細かく見ていく。

- (1) 「御茶壺出立」とあって駕籠かき人足二人に担がれたかごから描き出している。他の駕籠と比較して小さい上に、扉が開いているように見えるが、人が中に描かれていないので荷物を入れた駕籠と思われる。即ち先箱と呼ばれるものである。
- (2) 次に毛槍持ち二人が描かれている。毛槍はまっすぐに立てて持つが二人とも片手で持っている。毛槍を振りたり投げたりする動作を伴っていない事に注意。
- (3) 毛槍のうしろは徒步武士が二人つづく。



| ← (3) 徒歩武士 → | ← (2) 毛槍 → | ← (1) 先頭 → |



| ← (7) 槍持 → | ← (5) → | ← (4) 大御番衆 → |

- (7) (6) 大御番衆 駕籠のあとは御番衆の警護役であろう。
つづいて槍持ちが槍を毛槍と同様まっすぐ上に立てて歩む。これは両手持ちである。
- (5) (4) 駕籠かき人足二人にかつがれた駕籠には大御番衆が乗っている
大御番衆とは徒步頭で道中の最高責任者である。
- (3) 駕籠脇には付き添うように二人の武士が描かれているが、小姓衆とか近習衆あるいは手廻衆であろうか。行列からはみ出していて、編成順としてはフリーの立場にあるように見える。

(8) 槍持ちのうしろは、天坪棒に荷を担いだ分持人足が三人つづく。三人のうちまん中にいる人物は服装が違ひ笠もかぶっており、行列からはみだしているので、道中構成員ではないかも知れない。

(9) 分持人足のつぎは馬であるが、荷を乗せた上にさらに人を乗せている。荷物を明荷（あけに）といい自分の身の廻り用具を入れる。この乗り方を乗りかけという。

(10) 馬のうしろに足軽衆あるいは中間衆のような人物がつき添つている。

(11) 手明き人足が二人つづいている。分持人足の交代員であろう。

(12) この人足は犬追いとも杖突きとも呼ばれる人足で、道中のさまたげとなるものを追いはらう役とされる。^四も同じ

(13) 路鼻取り人足が馬を曳く図が二コマ続く。絵の上に「御壺宰領御露之者組頭一人」と説明書きがある。

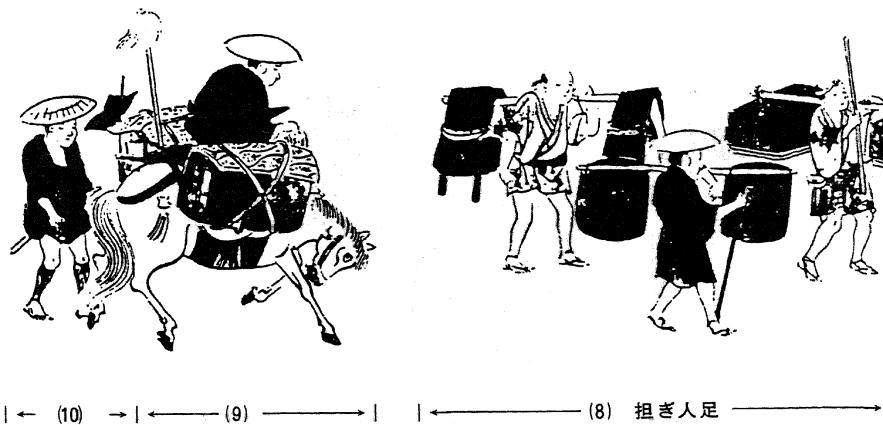
(御壺宰領役とは享保八年（一七二三）の僕約令以前は徒步頭が任命され、往復共に宰領の任に当ったが、以後は二条城大番役として赴任する者二名が往路の宰領となり、帰路は大阪城より帰任する者をあてたので別人が当った。この絵は御上洛（上洛）と説明書がある通り、二条城大番役として赴任する人物を描いたものである。）

馬の背には毛槍様の目印が立てられているが青色である。

(13) 馬と馬の間に荷物を背負った人物が描かれているが装束が違い見物人風に見える。行列一行ではないようである。



| ← (12) → | ← (11) → |



| ← (10) → | ← (9) → | ← (8) 担ぎ人足 → |

(14) 馬のあとは、背に荷を負い、しゃがみ込んでわらじのひもを結んだ人物と手明き人足が二人、しゃがんだ人物を追い立てるような姿態で描いているが、しゃがんだ人物は装束の違いから道中人物ではないと推定する。

(15) 武士二人が描かれているが、うしろにつづく茶壺駕籠を直接警護する役であろう。

(16)

茶壺駕籠が三つ続く。人足二人ずつで担がれている。厳重にひもで固められた荷駕籠で、「御壺」と札の表示がなければ、ただの荷物でしかない。奈良井宿で見た茶壺道中では乗駕籠に茶壺を一つのせて戸を開けて道中するのであるが、それとは大きく違っている。二つめの茶壺駕籠の脇にも茶壺の警護役であるか武士が描かれている。この武士は、すぐうしろの長いよしづのようなものをかかえている人物に注意を払っているようである。このよしづ様のものを持った人物と次に描かれている黒い大きな荷を分持ちに天坪で担いだ人物は装束の違いからも、また列からはずれていることからも道中一行ではないようと思われる。



御壺



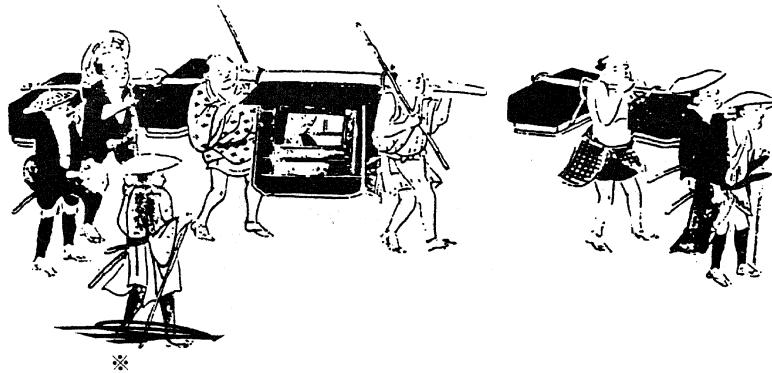
御荷

(16)



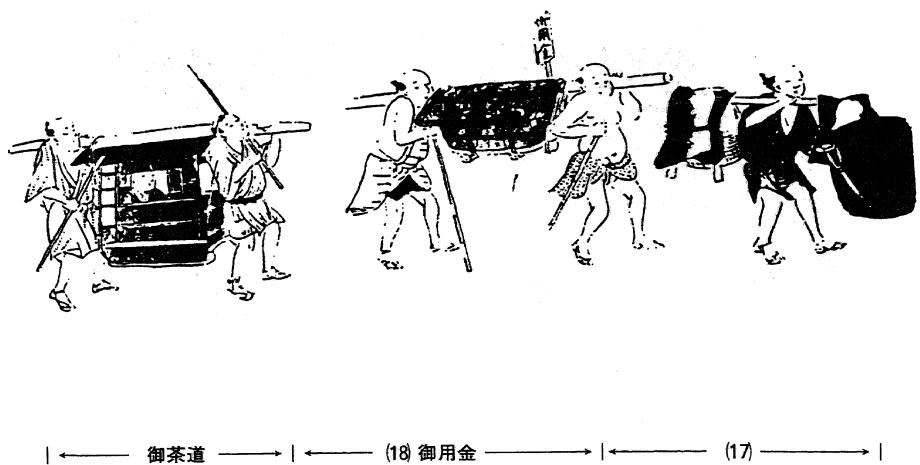
御壺

→ (15) → | ← (14) → |



| ← → | (19) 御茶道 | ← → |

— 67 —



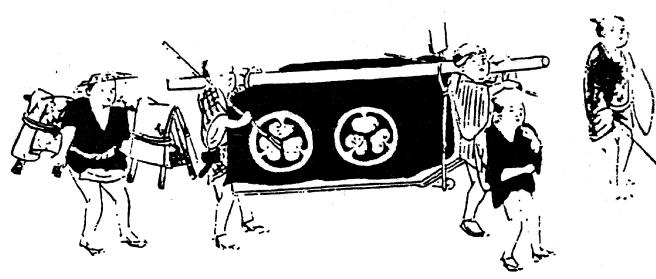
| ← → | (18) 御用金 | ← → | (17) | ← → |

— 66 —

(19) 金箱の次は駕籠かき人足が二人で駕籠に人をのせた絵と警護武士と棒手振り人足を描いたパターンが二つづく。この駕籠に乗った人物には「御茶道」と説明書きがあるので茶坊主と知れる。享保改革以降は、茶道頭一人と表茶坊主二人を採茶師として派遣することとなっていた。
※で示した茶道籠脇にいる人物は警護武士かと思えるが、装束が違うことと、歩行を止めて見物している姿に見えることから、道中一行とは違うかも知れない。

(18) (17)
分持人足が茶壺の後につづき、天坪棒で荷を担いでいる。
「御用金」の札を差した金箱を二人の人足で担いだ絵が描かれている。この人物だけは裸である。継立人足であろう。

(20) 手明き人足が一人「御茶道」のあとにつく。分持人足の交代用員であろう。



| ← (21) 長持 → | ← (20) → |

(21) 長持を二人で担いでいる。そのうしろに分持人足が続いているが、長持ち用の脚立を担送していると思われる。



(22) 武士三人がつづくが、そのうちの一人は長刀をかついでいる。槍持ち、毛槍持ちがまっすぐ上に持っているのに比べて、長刀持ちは斜めにかついでいる違いがある。
長刀持ちのうしろには茶道頭が続いているので、茶道頭警護として長刀持ちを配していると思われる。

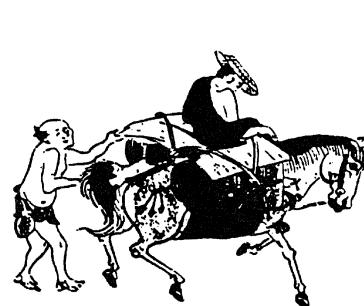
(23) 二人の駕籠かき人足に担がれた茶道頭の横には手廻衆と思える人物がつき添っている。駕籠の裏側にも人物があり、手廻り衆のうしろの武士と合わせて二人の武士を配していることがわかる。武士は茶道頭の警護役であろう。

| ← (23) 茶道頭 → | ← (22) → |

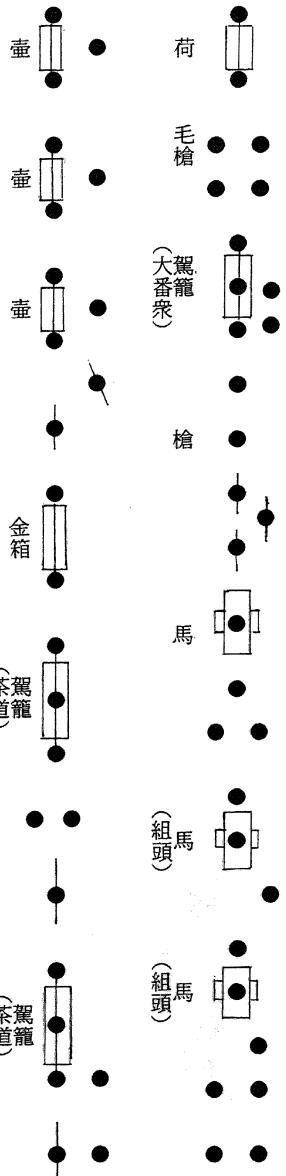
(24) 茶道頭につづいて分持人足一人が荷を担いで続く。



(25) 最後は、馬三頭のグループである。乗り懸けであつて、馬は明荷を乗せ、更に武士を乗せていることがわかる。一頭目に鼻取り人足のように付き添つて描かれている人物はコピーでは判らないが煙管を喰えており、見物人と思われる。最後尾には人足一人が従つている。前の二頭には馬の背に黒い毛槍様の目印がついている。馬上武士の役割不明。



以上が茶壺道中編成の順である通行人と思われる人物も描かれているので確定的な判断はできないが、図式化してみると次のようになる。



大まかな仕掛けをすると、二人で担ぐ荷七（内茶壺荷三）、一人でかつぐ荷一〇（内二は通行人か）、馬六頭、駕籠四（大番衆一、茶道人三）を配した、七六名（通行・見物人も含まれていると推定）を描いた道中絵巻物である。

伝聞による茶壺をのせた乗物様の駕籠はなく、露払いのいかめしさもなく、悠然と乗馬した武士も見出せない。將軍家御用として何十万石とかの格式を持ってといふ伝えられているにしては、毛槍はあつても投げ合う槍持衆を配せず、鐘や太鼓の類、旗の類もなく、警護の供掲いもかなり手うそのようである。

即ち、大名列にくらべて、かなり地味であるといえよう。

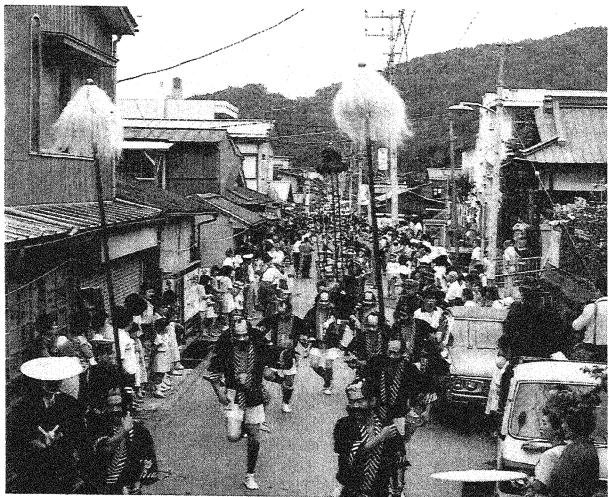
□ 都留市大名列の

茶壺道中由来説 真偽考

都留市に於ける大名列は秋元家が一万石に満たないのに十万石格式としているのは茶壺道中に由来するという説が一部にあるので論及したい。

都留市の伝統的年中行事八朔祭の大名列が十万石の格式をもつということの由来には二説ある。一説は、秋元氏が国替えに当たり大名列を祭礼行事に残すことを認めるに当つて、領地は一万九千石にすぎないがその権勢は十万石をしのぐものがあつたので、十万石格式として祭をするようにとりはからわれた、というものでいわば要職權威説である。しかし、石高一万九千石余の大名のため、十万石の格式を祭りの行列に与えたことは説得力に欠けていた。そこへ他の一説が唱えられるようになった。即ち、茶壺道中の格式が十万石だから八朔行列は茶壺道中に由来するのであるという説である。近年になってのことであるが、八朔祭大名列が発祥を不明としているので、説得力のある説ではある。

だがしかし、これまで調査した文献の中では、茶壺道中の格を十万石としたものは鈴木良「郡内甲州街道物語」があるだけである。また、八朔祭の大名列を茶壺道中十万石の格式に由来するとしたのも同書一点があるだけである。諸文献が茶壺道中は権威ある行



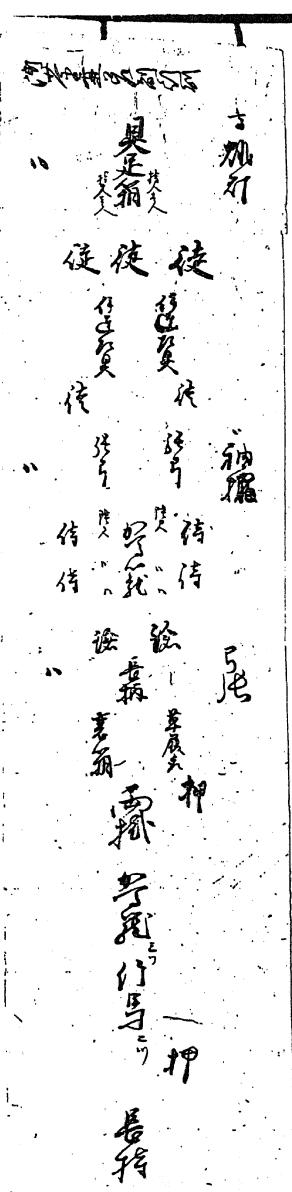
都留市の大名列

列であることを説いているとはいえたるをもって権威ぶりを表わしていないといふことは茶壺道中は石高で位置づけられていないからであろう。茶壺道中十万石説はこの近辺だけの俗説にすぎないのではなかろうか。

大名行列には、厳しい格付けがあり制約があることは『徳川実紀』にも見られるところで、石高に応じた編成がなされたので、行列の権威を石高で示すのが一番わかりやすい。ところが、茶壺道中を十万石に格付けすると奇妙な状況が現出してくるのである。十万石以上の太名たちは茶壺道中に行き会つても、その石高において茶壺道上をしのぐので、道をゆづる心要もなく、まして本陣をゆづる必要もないのである。十万石だとすると、茶壺道中の権威を現在に伝えらるべきのことではないのである。

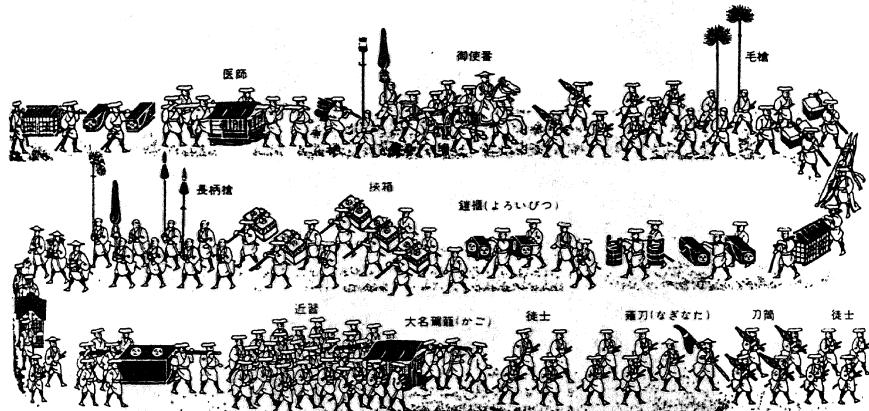
ところが実際には、茶壺道中の格式は、勅使、院使、御名代、上使の次に位置づけられしており、紀州・尾張・水戸の御三家、御三卿、諸公卿、門跡などは茶壺道中より格が下とされ、特別な権威を有したもので、十万石というような石高をもつて権威を表現することは茶壺道中の格を下げることとなり、不自然となるのである。

また、茶壺道中と大名行列を編成の仕方から比較すると、編成内容が全く異質であることが判り、石高をもつて表わす大名行列とは全く無関係であることが判る。



富士吉田市大明見社(宮司社)に残された「御茶壺差副行列」久能山への茶壺道中と推定される編成順(部分)

このように、茶壺道中に石高位置づけがなかったとみられること、および編成内容が全く違うといふ一点から、当市の八朔祭における大名行列の格式は茶壺道中に由来するという説は成り立たないと判断される。



紀州大納言行列(部分)

□ 茶壷駕籠

茶壷が権威のあまり神格化され、駕籠にのせられたと伝えられてもいるが、茶壷は荷物として運搬されていた。このことは記録が何荷とか何釣とかの表現を使っているので判断される。しかし、平成の現在に年中行事として、古式ゆかしく茶壷道中を行なっているとする静岡市・京都市・長野県奈良井宿等の茶壷道中を見ると、全てが一様に乗り物用の駕籠に茶壷を乗せた行列を展開している。また、献上茶の伝統をほこる宇治の場合でも、むき出しの茶壷が簾台に乗せられて搬送されている。時代劇をTVで放映する場合も、茶壷は豪華華麗な駕籠に乗せられて登場してくる。平成の現代になつてイメージは荷物というよりはまさに人間様の扱いとなつていて。

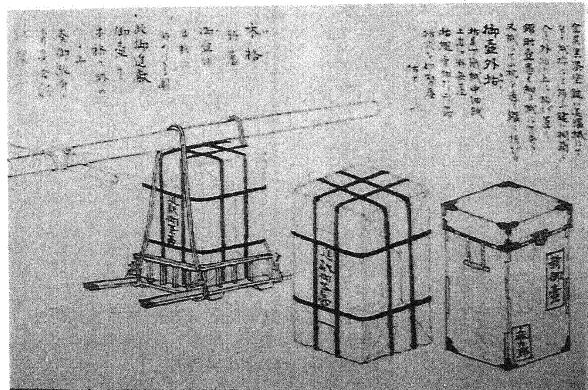
茶壷は実際にはどのように搬送されたであろうか。これは絵巻物「宇治御茶壷之巻」が証明してくれる。「御茶壷獨立之図」とされるコマがあつて茶壷を梱包しているところを描いている。厳重に包装し、駕籠様の荷物に仕立てた上に更になわでしばるという念入りな開立てである。行列の絵でも「御壷」と表示した茶壷荷は一人の担ぎ手に担がれ、形の上では駕籠であるが、四隅をがんじがらめに縄でしばった荷物である。江戸城へ運びこまれ格納されようとしている図においても同じである。

隨筆「幕末百話」(篠田鉱造)にも茶壷の梱包を記した部分がある。「このお茶壷と申しますのは、小さな長棒駕籠へ、ちゃんと箱が出来て据えました。嵌れば動かぬようにしてある。ましてお壷は羽二重で包み、綿の袱で裏みますから投げ出したら壊れっこありません」

とあって駕籠仕立てであるが、完全に荷物扱であることを知る。

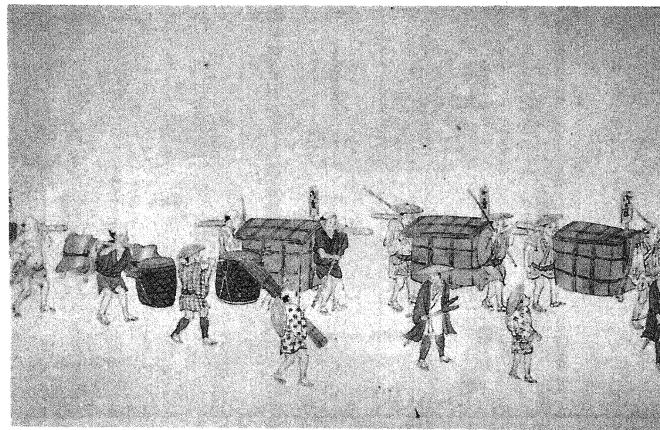
大垣城茶壷警護の図をみても茶壷を描かず、荷物駕籠のまま描いてあって、茶壷をとり出し、存在や無事を確めて安置し警護するわけではなく、荷物のままであることが梱包の厳重さを語っているようである。

駕籠仕立てであるが、扉があるというようなものでなく、完全な荷物であつて、伝えられるように茶坊主が茶壷を大切にだき抱えて駕籠に乗っているとか、茶壷様として乗物籠に乗せられているとかのことはなく、まして、茶壷を座敷に据え食膳を供するようなことはなかつたといえよう。



茶壷の荷造り図 宇治郷土資料館

茶壷駕籠荷姿



「宇治御茶壷之巻」のうち「御壷」とあって茶壷の入ったかごと知れる。

□ 茶壺道中の権威

「茶壺に追われて」（ピンシャン、抜けたらドンドコショ）の童唄が示唆するように茶壺道中は厄介者であったと同時に、子供の遊びをも止める権威のあるものであったことを知る。

茶壺道中に行きあうときは大名たりとも道をゆずらなければならぬとされた権威は、勅使、院使、御名代、上使につき、御三家御三卿、諸公卿、門跡の上に位するものとされ、特別な権威を与えていたものであった。したがって、茶壺道中が行なわれるときは茶壺が泊りとなる宿場ばかりでなく、道中筋の村々の気配りは大変なものであった。

「谷村史話」（椎橋好）にも茶壺道中を迎える様子が記されているが、同書は甲州文庫文書元禄二年（一六八九）「御茶壺諸事賄覚帳」を根拠にしていると思われるので、甲州文庫史料にもとづいて道中への対応ぶりを調べてみる。

この覚え書きには茶壺が甲府を通過する折の出迎え方や人数、食事の賄物、荷物を置く敷物、あるいはみやげとして贈るものなど諸事万端手はずを記したものであるが、この中から道中の権威を示すものを抜粋してみる。

一、往還一通見物男女共ニ一切置申間敷候

- 一、はかま着の事
- 一、道橋そうじの事
- 一、殿様御壺御迎の事
- 一、宿そうしの事

一、辻々はたき式人ツヽ指置往還の義ハ其通其外ハ一切ノ通りニ

は通申間敷候、ろうせき不作法無之様ニ可仕候事

一、女男子共ニ至候迄見物無用、御茶壺御通の節は町内ヘ子共迄
も入申間敷由被仰付候

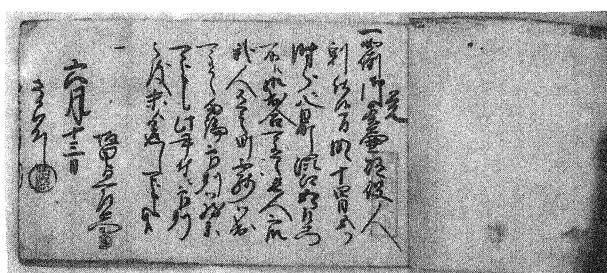
一、御城番衆御通りの節ハ品商の面々ハ下へおり可申候棚の者共
も下へおり可申候由被仰渡候ニ付其通り申触候事

一、御壺、御通の節ハ通の衆人馬けかの義も有之か、其外何ニテ
も六敷有之候ハ、立合御わびいたし埒明け、若見のかし候ハ
ハ越度たるへき旨申渡候事

一、御壺御通の切ハ下へおり、つくはい可申候

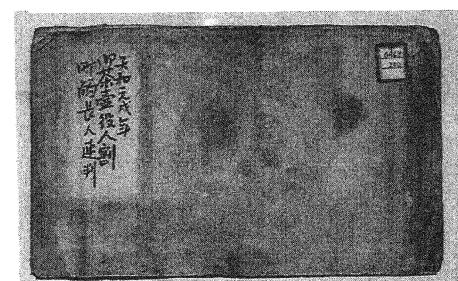
等が記されていて、粗略にならぬよう、おとがめを受けぬよう、厳重な手配ぶりの中に権威の大きさが感じられる。

この権威を笠に、道中一行は横暴な振舞いをする場合もあり、トラブルの例がいくつか記録されている。こうして「関所、雲助、ごまの繩にお茶壺様」と道中の厄介物に数えられていくようになると茶壺道中に批判が高まり、且つ冗貴節約の意味も含めて改革が加え



前頁同史料の一部

茶壺賄役をきめるので14日5時長人衆は
残らず印判を持って集合のことを触れたもの。



『天和二年御茶壺役人割町長人連判』
「御茶壺諸事覚帳」同様、迎えの作法などが
記されている。甲州文庫蔵

られていった。改革の中で最大のものは吉宗の享保の改革であった。

往路は歩行頭に伏見城赴任者が当り、帰路は大阪城帰任者が兼任するとか、茶壷の数を三つに限定するとか、道中規模も厳しく制限するものであった。この改革により宰領の身分は大きく下まわり、規模もいちじるしく縮小されたのであるが、それは形の上だけのことであった。

運ばれてくるものは将軍の喫する茶である。また、日光や久能山の東照宮、寛永寺や増上寺などの徳川祖廟に献ずる茶であった。そのため茶壷は必要以上に神聖視され、不浄や物忌みを嫌い、現実には決して手軽なものとはならず、権威は弱まるることはなかつた。前もって道路晋請が命ぜられ、乞食浮浪者などは追払われたり、一時拘束されたりした。沿道民家は煙を出すことを禁じられ、また葬式のあるときは延期させられた。忌服中のものは運搬人の人足に出ることも禁じられ、鈴ヶ森刑場で処刑のあるときは迂廻して刑場前の通行をさけるというような気の配りようで、幕府の権威をまさまで見せつけるものであった。

御三家、宮、門跡の上に位する格式だけは変りがないため、権威は保存されていくのであるが、さすがの権威も幕末に至つて急変する。この事情は項を改めて記す。

□ 茶壷谷村格納の終了とその後の茶壷道中

勝山城の茶壷保存のための茶壷道中がはじまつたのは寛永年間と推定したが、その終了はいつであつたるうか。これも定説がないため、諸文献はどのように扱つてゐるかを調べてみる。

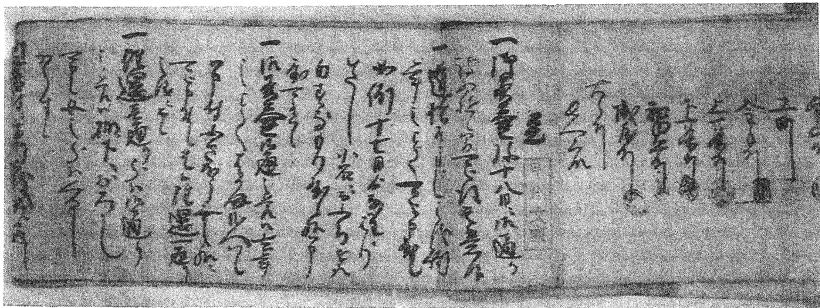
まず当市『市勢要覧』の年表には終了は記していない。当市教育委員会発行の『都留市の歴史散歩』では「お茶壷がこの勝山城に收められるようになったのは、四代將軍家綱の承応元年（一六五二）からで、元文三年（一七三八）まで続いた」と記し、元文三年説であるが『田で見る都留市の歴史』の方では、年表の元禄三年（一六九〇）に「御茶壷道中の甲斐国交通が止められ、勝山城への貯蔵廢止される（甲州街道史料）」とし、本文中では「元禄三年谷村に格納することは廃止された。（元文三年（一七三八）廃止説もある）」と記してあって断定的には特定せず、まだ研究段階であることをうかがわせる。

郷土研究者にとって座石の書となつてゐる『山梨郷土史年表』では、元禄三年（一六九〇）六月「御茶壷の甲斐国内通行が止められると記してある。しかし出典が違つてゐるので、二つの根拠をもつこととなり元

茶壷道中関係年表

●印は、その年徳川実紀に宇治採茶使派遣の記録があることを示し、下の人名は歩行頭名である。
一五九〇 天正一八 徳川家康江戸城入城 江戸城での茶使用はじまる
一六一三 慶長一八 幕府留守居番日下部宗好が宇治採茶使を命ぜられる
（「徳川実紀」採茶使派遣記録の初見）
一六一五 元和 元 大阪夏の陣徳川方の戦勝を祝して宇治新茶を家康に
献上
一六一六 元和 二 徳川家康逝く
一六一七 元和 三 ●川口長三郎近次
一六一八 元和 四
一六二三 寛永 元九
一六二三 寛永 一〇 秋元泰朝郡内領主とし入部
宇治採茶使 歩行頭年審決まる（四名の巡年）。朽木
与五郎友綱 神尾宮内少輔守勝、近藤五左衛門用行、
安藤次右衛門正珍
制度化後最初の茶壷道中はじまる（徳川実紀）

谷村勝山城に茶壷藏が造られ、谷村への茶壷道中がこの年に始まつたといふ説あり（市勢要覧都留他）
一六三八 寛永 一五 ●彦坂平六郎重定
一六四〇 寛永 七 徳川実紀に甲州へ茶壷受取の記録あり（甲州への記
録の初見）石野八兵衛氏照
一六四二 寛永 一九 秋元泰朝歿、富朝継ぐ。宇治茶買上価格三割増額認



同前頁 茶壷を迎える作法等を記した部分 甲州文庫蔵

元禄三年（一六九〇）廃止説はきわめて有力と思われるが、「山梨郷

土史年表」は誠に不思議なことに、元文三年（一七三八）の項に「幕

府用の茶壺を谷村に貯蔵することを止め、京より東海道を直送して富士見橋に納めることとする（有徳実紀）」と茶壺道中の終了を一度にわたってとりあげているのである。

このように終了の年を地元でも県でも完全にとらえていないといふ実状下にあるということが判明して、この点の調査をもう一步すすめてみる。

地元研究物の『谷村史話』は元文三年廃止とし『谷村町略史』は秋元氏が移行される以前にやめられたとあって両者対立している。

『茶壺感と御茶壺道中』『宇治市史』『日本茶業史』『御茶壺道中』

は元文三年であるが、『江戸時代の交通文化』『甲府市史』は元禄三年（一六三〇）廃止説である。元禄三年で廃止の説もある中で日本歴史辞典のよう元禄頃開始し、元文三年に谷村格納は江戸直送に改められたとしているものもある。

整理してみると二説に分れることが知れる。富士見橋へ格納するようになつたのは元文三年からとする『甲陽伝記』『甲州海道史料』に

元禄二年で終り同三年からとする『徳川実紀』にもとづく説と、もとづく説である。

『宇治市史』は谷村格納制度の期間中でも甲州街道を通らず、東

一六四六 正保 三

●猪子左太夫一吉。

（家老宇治より到着の茶壺十一個を高覽のことも記す）

一六四八 慶安 元

●曾我太郎右衛門・包助

一六四九 慶安 二

徳川実紀に甲州谷村へ茶壺受取の記録あり、岡部小

次郎吉次（「谷村」の初見）

●大久保荒之助忠辰

一六五〇 慶安 三

●初鹿野伝右衛門昌次

一六五一 慶安 四

●多門伝八信利

一六五四 承応 三

この年谷村勝山城にお茶壺を造り将軍用の茶を保存するとする説あり（「田で見る都市の歴史」他）

一六五七 明歴 三

越中守富朝殿、養子喬朝継ぐ

一六五九 万治 二

この年谷村茶壺道中開始説あり（甲府市史）

一六六一 寛文 二

徳川実紀に茶壺跡左衛門採茶使辞退により切腹申付

一六六〇 延宝 八

ただし、父祖の切により松平相模守預けの記録あり

一六八一 天和 元

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺役割」）

一六八二 天和 二

●根来半左衛門正繩

一六八三 天和 三

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺請役人割書」）

一六八四 天和 三

徳川実紀に徒頭小出下野守里、甲州谷村へ茶壺と人割町・越後人連判（）

一六八五 天和 三

●根来半左衛門正繩

一六八六 天和 三

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺請役人割書」）

一六八七 天和 三

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺役割」）

一六八八 天和 三

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺請役人割書」）

一六八九 元禄 二

御茶壺甲州道中の記録あり（甲州文庫「御茶壺諸事賄賂帳」）

一六九〇 元禄 三

御茶壺甲州道中中止の触状あり（石和町後藤家文書）

御茶壺道中の甲斐の国交通が止められるとする説あり（日で見る都留市の歴史、甲州街道、甲府市文尚、日で見る都留市の歴史では勝山城への貯蔵廃止されるとも記す）

一七〇一 元禄一四

茶壺道中開通の文書あり（元文三年説否定元禄三年以降東海道説の根拠）

一七〇五 宝永 二

御茶壺道中開通の文書あり（元文三年説否定元禄三年以降東海道説の根拠）

一七一〇 宝永 七

●柴田三左衛門勝富

一七一三 宝永 八

歩行頭役を廃し一条大番赴任武士を差副役として同行と改める

一七三八 元文 三

茶壺を谷村に預ける例が廃止される（徳川実紀）

一七四八 延享 五

茶壺中山道を通行するようになる

一八一二 文化 九

宇治茶貢上量一割削減

一八三五 天保 六

玉露製法考案される

一八三八 天保 九

天保改革、茶の湯無用禁令出る

一八五九 文政 五

茶の輸出はじまる

一八六三 文久 三

御茶差割役廃止となる

一八六五 嘉慶 一

幕府茶詰より先に朝廷御用茶の茶詰め行なわる

一八六七 嘉慶 三

御茶寄屋全面廢止、京都宇治間往路のみの茶壺道中をもって茶壺道中終焉となる

一方、元禄二年迄とする史料としては、元禄三年に道中奉行高木伊勢守から触書が残されていて甲州街道通行がなくなつたことを通達している。即ち

「毎年御茶壺宇治より下りにハ中山道通り甲州谷村に相納、夫より江戸へ御差下しご事ニ候得共、当年より御茶壺上・下共ニ東海道通り、直に江戸着之筈ニ罷成候（石和町後藤家文書「甲州道中駒

銅宿道中御用帳」)

と明記されている上に、先に道中規模の項で扱った記録に示すように、岡崎宿を往復とともに通過していることが明瞭である。『宇治市史』では、その場合でも元文三年（一七三七）までは身延街道あるいは鎌倉往還を利用して谷村へ茶壺をあずける例は変わらなかつたとしているのであるが、これを証明できる資料はいまのところ全くない。

このように元禄二年（一六八九）までは確實に行なわれた谷村への茶壺道中であるが、この年が最後となつたかについては、断定できない状況にある。したがつて『日で見る都留市の歴史』の記した表現、即ち、元禄三年に廃止されたとしながらも元文三年廃止説もあるとする表現をしばらくつづけなければならない。

『徳川実紀』では、元禄三年（一六九〇）以降、谷村への採茶使のことを記していないことは先に述べたが、東海道を通つた記録も記していないので、元禄三年以後東海道通行説を正とするには、岡崎宿の記録資料だけでは疑問が残るのである。なぜかというと、高木伊勢守が発した文書では元禄三年から往復共に東海道を通るわけであるが、延享五年（一七四八）には中山道を通つた記録があったり、文化七年（一八一〇）には東海道→中山道→美濃路→東海道とコースを変えたりで、コースが必ずしも一定していなきを見る

と、この史料をもつて甲州街道通行や、谷村格納が中止となつたと確定するにはまだ疑問である。

また、『下谷村明細帳』に茶壺藏の敷地を明地（空地）と記し、扱いを料所と記していることも気になる。秋元氏は宝永二年（一七〇五）に川越に転封している。その後秋元氏の私有地は代官所以外全て田畠に変じたとされている。しかし、茶壺屋の敷地がかなり後年まで、明地として確保され上谷村下谷村川棚村の三村の料所としての扱いとなつてゐるところから、茶壺藏の敷地は秋元氏の私有地ではないとみられ、秋元氏の手の及ばない土地であり施設であったとすると、川越移封後も茶壺藏は残されていた可能性は強い。谷村格納が止められたとする元文二年まではまだまだ年数があることであり、前述した、東海道を通過することがあっても谷村に格納することは変わらなかつたので、身延みちあるいは鎌倉街道を通つて谷村に送られてきたという『宇治市史』の説もあって、元禄二年（一六八九）終了と断定しがたいのである。

残された史料があつても、実際には残されていない記録の方がはあるかに多い現実を考えると、諸説があつて疑問が残る以上二説を併記するのも止むを得ないとするところである。

谷村に茶壺を格納する例が止められる、茶壺道中は東海道を往復共に通ることとなり、茶壺は江戸城内西の丸の富士見橋に直接格



秋元喬朝画像

茶壺谷村保管は藩主喬朝のときに終つたとみられる。



『宇治御茶壺之卷』のうち道中編成のしんがり部分

（国会図書館蔵 70・71頁参照）

納されることとなつたと『徳川実紀』は記しているが、中山道を通つている例もあって、コースは確定的ではなかつたといえよう。

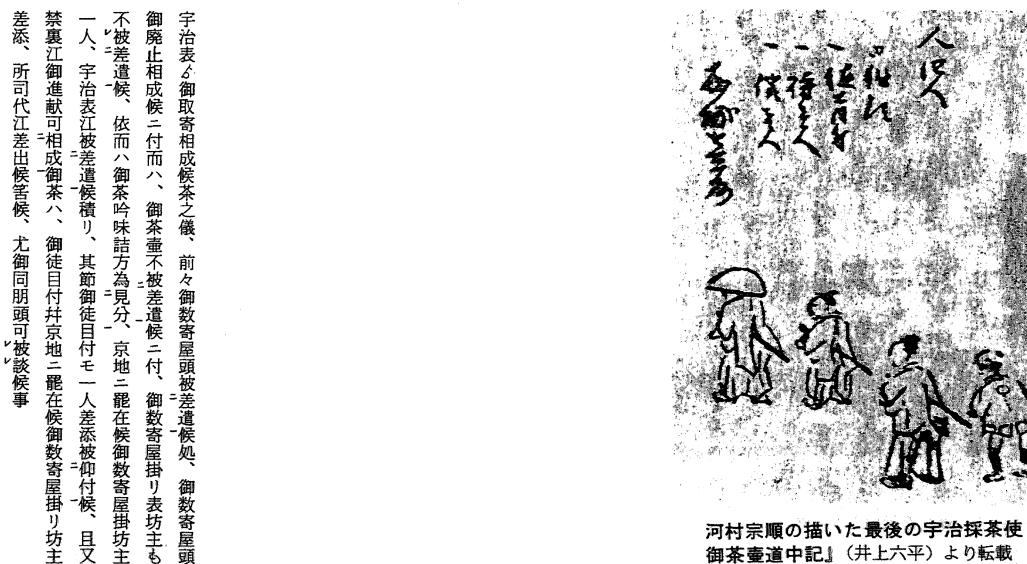
富士見櫓は現存していて、『幕末百話』によると、三層の一番上に納められたという。

茶壺道中は將軍吉宗による享保の改革（享保八年一七二三）によつて、江戸から宇治へ運び出す茶壺を三個のみに定めて、往路の冗費節減をはかった。同時に歩行頭に道中の宰領を命じる例を廃して、往路は一條城大番に任命され赴任する者一名を宰領とし、歩行衆（路次衆、徒士衆）五名をつけて茶壺頭に同行させることに改め、帰路は大阪城より帰任する番士を同行させることに定めた。この宰領に当る役を御茶壺差副役という。また、茶壺往還の途中における各宿駅での待遇や茶壺の取扱い法を手軽なものとして、道中の簡略化を行つた。

文化九年（一八一二）将軍家慶のときには宇治茶の買上量を二割減じたり、將軍家慶のときの天保改革では茶の湯無用の禁令がしばしば出されていることなどがあり、茶壺道中の規模にも変化があつたとみられる。しかし、將軍の喫する茶として神格化された茶壺道中は道中規模を減じても權威そのものは変ることなく保持されたのであるが、さすがの茶壺道中も幕末ともなると、急速に權威が失われるのである。

文久三年（一八六三）になると、差副役もなくなり、茶道頭や平茶道が直接道中差配を行うようになり、慶応元年（一八六五）になると、幕府の茶詰めに先んじて朝廷の御用茶が詰められるという大異変がおこり、幕府の權威そのものが失墜しつつあることを感じる。幕末の政情急変によって一橋慶喜が將軍になると、軍事体制が強化され、家臣の役割が大幅に変更された。御数寄屋頭、組頭など数寄屋方の全面廢止と平茶道の大幅な人員削減も発令されたのである。御数寄屋の廢止によって採茶使を派遣することができなくなつたため、慶応三年（一八六七）の採茶使は京都一條城から発せられるという異例の処理がとられた。採茶使一行は一条城にいた数寄屋掛り坊主と歩行目付各一、供侍一、下僕一のわずか四名の茶壺道中が行なわれた。

新茶にはほど遠い土用入り直前の茶が詰められて江戸へ運ばれて行つた茶壺には付添う人一人なく、荷物だけが駅繼人足の手によつて次ぎつぎと運ばれていた。一百三十年余にわたる茶壺道中はこうして終つたのである。



河村宗順の描いた最後の宇治採茶使
御茶壺道中記（井上六平）より転載